8月は 人権強調月間

8月は人権強調月間です。
人権について考えるきっかけとして、松波めぐみさんから「障害者差別解消法」について寄稿していただきました。
この機会に、皆さんも人権について考えてみましょう。

本当の平等のために
～障害者差別解消法と「合理的配慮」～

松波 めぐみ
・立命館大学
生存学研究センター客員研究員
・大阪市立大学非常勤講師
著書に「人権教育総合年表－同和教育、国際理解教育から生涯学習まで」など多数。京都府の「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の策定をめざす取り組みに、京都府実行委員会（障害者団体側で「条例検討部会」を設置）として関わった。

2016年4月から「障害者差別解消法」という法律がスタートしています。また同時に「障害者雇用促進法」が改正され、「雇用・労働」に関する障害者差別の解消が定められました。

「なぜ今、そんな法律ができたのか？」「何をしたら〝差別〟になるのかわからないから不安だ」―そんな戸惑う声が聞こえてきます。しかしこの「障害者差別解消法」は、誰もが生きやすい、本当の意味で平等な社会をつくっていくための大切なものです。

「平等」にはほど遠い

障害のある人の状況は、この40年で大きく変わってきました。かつては障害のある人をまちで見かけることも少なく、交通機関も元気に歩ける人以外には使いにくいものであり、また日常生活に介助が必要な人は、家族が面倒をみられなければ施設に入るしかなかったのです。ごく軽度の障害の人を除いて、働くことも不可能だとされてきました。

そんな中、1970年頃から障害のある人自身が声をあげ、地域で生活したい、バスや電車に乗りたい、働く場がほしいといった働きかけを始めました。そうした主体的な行動が流れを変えたといえます。多くの人の努力によって少しずつ障害者が地域で暮らすための施策も進んできました。

それでもまだ「平等」にはほど遠い現実があります。聴覚障害のある人は声や音による「情報」を受け取れず、災害の時は命の危険にすら晒されます。車いす使用者は、日常的に「移動」に困難を抱えています。

知的障害や精神障害のある人への「偏見」から、グループホーム建設反対運動が起こったりします。まだまだ一人ひとりが望む生き方をしにくい、社会参加をあきらめざるをえない現実があるのです。

障害のある人の生きにくさは、本人の機能障害のせいではなく、社会のあり方に不備があるからだ、社会のバリア（社会的障壁）こそ問題なのだという考え方が広がり、今では世界のスタンダードになっています。

障害者差別解消法とは？

この「社会のバリアこそが問題だ」という考え方を、「障害の社会モデル」と呼びます。以前は心身に障害があること自体が問題であり、障害のある人は何よりもまず「治療、リハビリ」に全力をあげるべきという考え方がありました（この古い考え方を「障害の医学モデル」といいます）。

心身に障害があっても当たり前に人間として、市民として生きられるように、社会環境のほうを変えていこうという「社会モデル」の考え方をベースにして、2006年に国連で、世界共通ルールである「障害者権利条約」が採択されました。「日本でも権利条約に沿った法律を」ということで、障害のある人たちが参加して話し合いを重ね、2013年に障害者差別解消法ができ、3年かけて準備した後の今年4月、ついに施行されたのです。

差別解消法は二つの「差別」を禁止しています。一つ目は「不当な差別的取扱い」。これは、「うちの店は狭いので、車いすの人はお断り」「障害のある人は安全面で不安があるので、部屋を貸せません」等、障害を理由とした差別です。これはわかりやすいですね。こうした差別の多くは、障害のある人への理解不足から起こっています。

二つ目は「合理的配慮を提供しないこと」、これも差別なのです。合理的配慮とは、社会のバリアのせいで困っている障害のある人から、「こうしてほしい」「手伝ってほしい」との申し出があったら、できる限り必要な手立て（環境の調整、ルール変更等）をするということです（ご本人から言うことが難しい場合、家族や支援者から申し出ることも含まれます）。

車いすの人が段差の前で困っていたらスロープを出すかお手伝いする、聞こえない人が「筆談」を求めてこられたら書いて説明する、見えない人に食堂のメニューを読み上げる、知的障害のある人にわかりやすく絵やジェスチャーで説明する。そういったことが合理的配慮になります。

「合理的配慮」とは

合理的配慮は、ただの「思いやり」とは違います。目の前にいる障害のある人と向き合って対話し、できる限りのことを行うという姿勢が大切です。むろん、「こうしてほしい」と求められたことのすべてができるとは限りません。スロープをすぐには設置できない。人手が足りなくて手伝えない…。それでも無視はせず、話し合って「できること」を見つけていく姿勢があれば、「差別」にはなりません。

法で差別が禁じられているのは「国・地方自治体・事業者」であって、市民は対象外です（合理的配慮は、行政には「義務」、お店や企業などの事業者は今のところ「努力義務」。ただし雇用・労働に関しては「義務」）。しかし市民一人ひとりができることは多くあります。障害のある人が働く、バスに乗る、趣味を楽しむといったことを「当たり前」と感じ、必要なら手を貸す。その際に大事なのは、**障害のある人本人の声をきちんと聴くこと**です。

これまで様々なことをあきらめてきた障害のある人が「思い切ってあのお店に行ってみよう」「趣味の集まりに行ってみよう」と踏み出す時、市民の理解が大きな支えになるでしょう。

※「障害」の表記について市では、人に係るものについては「障がい」と表記していますが、松波先生の考えから「障害」の表記で掲載しています。

◆問い合わせ　人権啓発課（八幡人権・交流センター☎981・3127）

障がいについて知ろう

内部障がい
外見で判断しない

内臓機能の障がいで、心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウィルス（HIV）による免疫機能障がいの7つの障がいの総称です。

困っていること

▼内部障がいは、外見ではわかりにくいので、周囲の人から誤解を受けることがあります。
・混雑時に、電車やバスの優先席に座っていると、冷ややかな目で見られます。
・障がい者用の駐車スペースに車を停めていると、警備員に注意されることがあります。

▼疲れやすい状態にあることから、重いものを持つ、長時間立ち続けるなどの身体的負担を伴う行動が制限されます。

▼呼吸器機能障がいがあると、タバコの煙等で、呼吸が苦しくなることがあります。

▼人工肛門、人工ぼうこうを使用していると、外出先での排泄、食生活、入浴などの特有の悩みがあります。

サポートするときのポイント

外見からはわかりにくい障がいがあることを理解しましょう。

▼決められたルールやマナーを守りましょう。
電車やバスなどで席を譲ったり、喫煙マナーを守りましょう。重い荷物を置くスペースを設けるなどして体力的な負担を軽くすることも配慮につながります。

▼ハートプラスマークやヘルプマークなどをたよりに、こちらから内部障がいがある人に気づき、配慮するようにしましょう。

マークに気をつけて

ハートプラスマーク

ハートプラスマークは身体内部に障がいがある人を表すマークです。心臓や腎臓などの内部障がいや内部疾患は外見ではわかりにくいため、視覚的に示すことで、理解と協力を広げるために作られたマークです。

＊オストメイトマーク

人工肛門・人工ぼうこうを使用している人（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。オストメイト対応のトイレの入り口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合にはそのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることを理解し、協力しましょう。

◆問い合わせ　障がい福祉課

障がい者地域生活支援拠点 Malu（まる）が開所

7月に、社会福祉法人鳩ケ峰福祉会が、障がいのある人たちを支援する施設として、障がい者地域生活支援拠点Ｍａｌｕを、男山金振に開所しました。

この地域生活支援拠点は、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、グループホームなどの居住支援機能に相談機能を併設し、障がいのある人やその保護者が、いつでも相談でき、必要に応じて緊急的な対応が行われる施設です。

◆問い合わせ　障がい者地域生活支援拠点Ｍａｌｕ（☎874-6759）、障がい福祉課